

12月

A地区

本町1~4丁目、久連
新町1・2丁目、美女石
白住、川筋、俣野

B地区

本町5丁目、小江尾、大満、
佐川、宮市、宮市原、貝田、
米沢、日光、江尾団地、柿原

日	曜日	A地区	B地区
1	日		
2	月	可燃ごみ	不燃ごみ
3	火	不燃ごみ	可燃ごみ
4	水		
5	木	可燃ごみ	可燃粗大ごみ
6	金	可燃粗大ごみ	可燃ごみ
7	土		
8	日		
9	月	可燃ごみ	本・雑誌、牛乳パック
10	火	本・雑誌、牛乳パック	可燃ごみ
11	水	発泡・軟質プラスチック 紙製容器包装紙	発泡・軟質プラスチック 紙製容器包装紙
12	木	可燃ごみ	ダンボール
13	金	ダンボール	可燃ごみ
14	土		
15	日		
16	月	可燃ごみ	布類
17	火	布類	可燃ごみ
18	水	ペットボトル 家電リサイクル品	ペットボトル 家電リサイクル品
19	木	可燃ごみ	ビン・缶
20	金	ビン・缶	可燃ごみ
21	土		
22	日		
23	月		
24	火	可燃ごみ	可燃ごみ
25	水	発泡・軟質プラスチック 紙製容器包装紙	発泡・軟質プラスチック 紙製容器包装紙
26	木	可燃ごみ	新聞・チラシ
27	金	新聞・チラシ	可燃ごみ
28	土		
29	日		
30	月	可燃ごみ	可燃ごみ
31	火	年末休み	

～くらしの注意情報～

架空請求(ハガキ)

自宅に「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届きました。何の料金かは不明ですが、未納料金があるため、訴訟になり、訴訟取り下げ最終期日が明日と書かれています。

未納料金など心当たりはありませんが、訴訟も差し押さえも困ります。不安ですが電話をしてみようと思いがすが……。



こんな手口!

- 電話をかけると、「訴訟手続きに入っているので、弁護士と直接話をして」と言われ、弁護士を騙る人へ電話をかけさせ、「本日中に100万円払えば、訴訟は止める。手続きの費用を差し引いて後日返金するので、まずは払って」と根拠のないお金を請求します。
- 支払っても解決しません。もっと支払いを求められる可能性があり、大変危険です。

ここがポイント

- ◎絶対に電話しない。無視しましょう。
- ◎支払っても解決しません。電話をしても、支払う前にすぐに警察へ相談しましょう。

黒坂警察署・江尾駐在所
☎75-2054

※ハガキ以外にも、架空請求メールにも注意しましょう。



「警察に相談します」
断りの
決め台詞

ごみは収集日の朝8時までに出してください。